

令和7年度(1月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

小学校(柳河小学校、城内小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、やまと小学校、矢ヶ部小学校、垂見小学校)、中学校(柳城中学校、昭代中学校、三橋中学校)

3 監査の実施期間

令和8年1月5日から令和8年1月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和7年4月1日から令和7年11月30日まで(令和7年度分)

令和6年12月1日から令和7年5月31日まで(令和6年度分)

※やまと小学校は令和7年度開校のため令和7年度分のみ

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

オ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各小中学校

6 監査の方法

監査は、監査対象の各小中学校から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資

料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
中村 秀 樹（識見監査委員）
浦川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各小中学校において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《小学校》

(柳河小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(城内小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(昭代第一小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

- ア 物品購入事務について下記のものがある。
- ・ 伺兼依頼書に決定金額の記入がない。
 - ・ 検査日以降に見積書を見積書をFAXで受信している。

(昭代第二小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

- ア 物品購入事務について下記のものがある。
- ・ 納品確認に押印がない。
 - ・ 納品確認日、検査日又は決裁日が記入されていない。

(やまと小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(矢ヶ部小学校)

【指摘事項】

ア 純正トナー購入事務について、伺兼依頼書が未決裁である。

【注意事項】

特にない。

(垂見小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 物品購入事務について下記のものがある。

- ・納品確認日及び検査日が契約日より前の日付になっている。
- ・修正テープを使用して検査日を訂正している。

《中学校》

(柳城中学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(昭代中学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 物品購入事務について下記のものがある。

- ・納品確認日及び検査日が伺兼依頼書の起案日より前の日付になっている。
- ・見積状況調書が添付されていない。

(三橋中学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 物品購入事務について下記のものがある。

- ・見積状況調書の契約金額及び見積金額を誤記している。
- ・納品確認日及び検査日が納品書の日付より前になっている。
- ・伺兼依頼書の決裁日の記入がない。

【全般的共通注意事項】

ア 物品購入等に関する事務について、伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れ、伺兼依頼書起案から納品確認及び検査までの処理において、日付に整合性のないものなどが見受けられるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を十分に確認し、適正な事務処理を行われたい。